

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ



高齢者と見守る人の 消費者トラブル

高齢者の消費者トラブルの未然防止や早期発見のために、高齢者と高齢者を見守る人に向けて、気を付けてほしい消費者トラブルをご紹介します。

トラブルについて

架空請求

身に覚えのない請求をされた場合、慌てて相手に連絡をしたりお金を支払ったりしないようにしましょう。

送り付け商法

注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分可能です。金銭の支払い義務はありません。

不要なリフォーム・点検商法

「補助金と保険金が受給できると勧誘されて屋根工事の契約をしたが虚偽だった」という相談もあります。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 家族や周りの人が日頃から本人の様子を見守り、変化にいち早く気づくことが大切です。不審な電話や訪問への対応は事前に話し合っておきましょう。
- 何か困ったときは早めに消費生活センターなどにご相談ください。
- 消費生活センターには家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員も相談できます。